



士別ロータリークラブ会報

創立1960・3・24 RI第2500地区

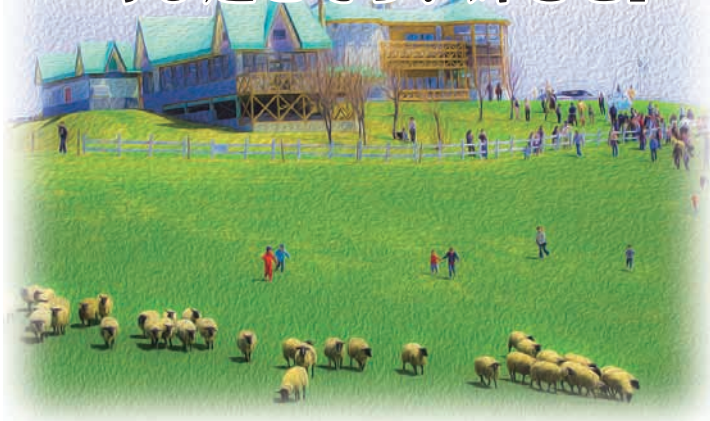
vol. 24 No.2498

2014～2015年度 国際ロータリーテーマ



2014～2015年度RI会長 ゲイリーC. K. ホアン

2014～2015年度士別ロータリーのスローガン
「呼び起こそう、輝きを」



- 例会場／士別グランドホテル
- 例会日／毎週月曜日 12:10～13:10
- 事務所／士別グランドホテル TEL:(0165)23-1234
- 会長／宮崎隆雄 ■副会長／北村浩史
- 幹事／坂口芳一

今日のプログラム 第2579回例会 2015年2月16日(月)…〈普通例会〉

■2月9日の記録■ 普通例会

- 司 会 佐藤元信 会場監督
- 齊 唱 我等の生業
- 本日の出席 会員45名中 出席者38名 出席率84.44%
- 本日の欠席 今井 裕、江端健之、國森和磨、近藤峯世、汐川泰晴、深尾幸夫、渡辺正一
- メイクアップ
- ゲ ス ト 士別市環境生活課 野村裕子
- ニコニコBOX 菊地 仁(第60回しべつ雪まつり運営委員長 終了御礼)
近井孝義(第60回しべつ雪まつり協賛事業 ウインターチャリティパーティー2015終了御礼)
黒田康敬(2月誕生日記念御礼)

累計254,000円

例 会 予 定

■2月の予定……《世界理解月間》

- 2月2日(月)／例会・理事会
- 2月9日(月)／例会
- 2月16日(月)／例会
- 2月23日(月)／夜間例会

■3月の予定……《識字率向上月間》

- 3月2日(月)／例会・理事会
- 3月9日(月)／例会
- 3月16日(月)／例会
- 3月23日(月)／夜間例会
- 3月30日(月)／特別休会

■会務報告 ……………宮崎隆雄会長

- 先週の4日・5日と-25℃を下回る今季の最低気温を記録致しました。しかし、日中は日差しが強まりいかにも2月らしい天気となって参りました。また、7日・8日には第60回土別雪祭りが行われました。本年は会場を中央公園に移し、大雪像や滑り台、テント屋台村、スノーサッカー大会、宝探し大会等が行われました。また8日には、国際雪ハネ選手権が開催され、白熱した試合が展開されていました。両日とも穏やかな天候に恵まれ、多くの市民で賑わって参りました。また、多くのRC会員もこのイベントに参加されていました。イベントに関わられた皆さん本当にお疲れ様でした。
- 本日の卓話は、土別地区広域消費センターの消費生活相談員野村裕子様「消費者被害の実態とその対処法」についてのご講演を頂ける予定で御座います。後程、谷プログラム委員長より進めて頂きます、よろしく願い致します。

■幹事報告……………坂口芳一幹事

- 今月23日の夜間例会はファームレストランミュールにて開催致しますので、詳細につきましては後程次週16日の例会にてお知らせ致します。多くの会員の皆様の出席をお願い致します。
- 3月の例会スケジュールの変更をお知らせ致します。23日が休会となっておりますが、夜間例会に変更致します。30日の夜間例会を特別休会に変更致しますので、お間違えのない様出席を宜しくお願い致します。

■委員会報告

- ロータリー情報委員長……………尾崎 学委員長
今年度の新入会員セミナーを3月4日に開催致します。3年未満の会員の方は出席義務となっております。それぞれ皆様のお手元にご案内がいております。3月4日午後6時からグランドホテルで開催致しますので宜しく願い致します。尚、講師には大野会員と本山会員をお願いしてあり、内容は皆さんご存知の通りレベルの高いロータリーに関する勉強会になりますので、新入会員に係らず会員の皆様の出席も受付けておりますので、私の方に申し出て頂きたいと思っております。

■次年度報告……………近井孝義次年度幹事

- 明日10日、第1回次年度役員会を開催致します。出席役員の皆様には明日午後6時集合の程宜しくお願い致します。
- ロータリーの友事務所より、ロータリー手帳の購入案内が来ております。購入希望の方がいらっしゃいましたら、私の方まで連絡をお願い致します。

す。今月末までに注文となっており、5月下旬に到着予定となっております。

- R I 2500地区東堂ガバナーエレクト事務所より、2015～2016年度地区役員の選任の依頼が来ております。当クラブにはR I 2500地区2015～2016年度クラブ奉仕委員会の委員を推薦することになり加藤博会員を推薦報告致しました。加藤会員には1年間宜しく願い致します。

■本日のプログラム…………谷 温恵プログラム委員長

本日のプログラムはゲスト卓話と致しまして、土別地区広域消費生活センター消費生活相談員であります野村裕子様にお越し頂きました。消費者教育講座と致しまして最近の相談事例についてお話を頂くこととなっております。どうぞ宜しく願い致します。

■ゲスト卓話…………土別地区広域消費生活センター消費生活相談員
野村裕子様

最近の消費者トラブルとして、当センターには消費者の方から様々な相談が寄せられています。

今日はその相談事例をご紹介し、地域での見守りがいかに重要かを皆様に理解していただき、当市未然防止事業である「消費者被害防止ネットワーク」の登録、地域での「気づき」「見守り」にご協力をお願いいたしてお話をさせていただきます。



当センターは、消費者と事業者とのトラブルを解決する目的で設置され、現在広域といって和寒町・剣淵町・幌加内町の住民の方からの相談も含め年間200件ほどの相談を相談員2名が対応にあたっています。10年前449件をピークに、年々相談件数は減少してはいるものの最近では悪質業者の手口が巧妙で複雑化し詐欺的な手口が増えている状況です。この要因として、平成20年訪問販売事業者や電話勧誘販売事業者を規制する「特定商取引法」「割賦販売法」が大幅に改正されたことで事業者の販売活動における規制が非常に厳しくなりました。

その改正された背景には、改正の2年前平成18年「リフォーム詐欺」事件が社会問題となりました。

埼玉県富士見市の高齢者78歳と80歳の姉妹がリフォーム詐欺の被害に遭われ、年金収入以上の借金を抱え、それを苦に自殺したという事件です。その事件をきっかけとして「特定商取引法」と「割賦販売法」が同時に改正されたという経過があります。

最近、以前と比べ訪問販売があまり見られないと

思いませんか。訪問販売業者は規制が厳しくなったことで店舗数も減少し、生き残りをかけ悪質化してきているともいえます。

しかし電話勧誘販売や通信販売の苦情件数は依然として増加傾向にあります。

もう1つの特徴として、相談者の高齢化があげられます。10年前では、契約当事者60歳以上の方が全体の23%だったものが、今年度では61%と年々増えています。

さらに、社会的弱者や判断力が不足している方を狙った悪質商法も増加している状況です。振り込み詐欺においても道内で12億円を超える被害額となっており、その対象はやはり判断力が不足している高齢者をターゲットとしています。

では、どのような相談が当センターに寄せられているかという「劇場型勧誘」による振り込み詐欺。事例をあげますと、つい先日市内60歳代の女性に証券会社を名乗る男性から電話があり、「土別にお茶メーカーができる。その社債を土別の方のみ買うことができる」と言われ興味がないと断りました。すると「買う方の名簿に貴方の名前がある。その名前を削除するために1千万円必要」とお金を要求されたという相談です。これは、振り込み詐欺の手口であり複数の事業者が登場することから「劇場型勧誘」別名「買え買え詐欺」とも呼ばれています。この方は途中で振り込み詐欺に気づき当センターに相談され未遂に終わりました。

電話勧誘販売では「健康食品の送りつけ商法」といって、注文もしていない健康食品を「3ヶ月前に注文された健康食品が揃いました。早速送ります」という電話があり、はっきり思い出せないまま送付されることに承諾してしまう。このような悪質な事業者もいます。

その他に、通信販売をきっかけとした「開運商法」。皆さんは通信販売を利用することはありますか。80歳代女性からの相談で、雑誌や新聞広告から運が開ける数珠を通信販売で購入し1週間経過しても運は開けない。その旨事業者に伝えると祈祷する必要があると30万円の祈祷料を請求されました。相談者が銀行口座からそのお金を下ろす際、金融機関の職員の方に事情を聞かれ当センターに相談された事例です。当センターから事業者に交渉したところ全くそのような事実はないと否定されました。

その他、不用品を回収するといつて訪問し貴金属を安値で買い取る「押し買い」やインターネットや携帯電話を介したトラブルも増加している状況です。

皆さんにお配りしたネットワーク情報5枚目265号

をご覧ください。大手電話会社を騙りプロバイダ契約の変更をさせる電話勧誘の手口。このネットワーク情報は、当センターで受けた相談の中から被害拡大・未然防止の必要に応じ現在登録団体266団体に配信しています。

この相談事例は、大手電話会社を騙り消費者にプロバイダを変更する手続きであると目的を告げず、光回線のルーター番号を聞き出し遠隔操作により勝手にプロバイダを変更するという手口です。ご存じのとおりプロバイダ契約は2年縛りであり、その間解約した場合違約金も発生します。約2週間後、登録書が送付されプロバイダが変更されたことに気づくというわけです。プロバイダや通信契約については、特定商取引法は適用されず電気通信事業法であり、電話勧誘であってもクーリング・オフといって8日以内解約できる制度は適用されません。

皆様にお配りしたチラシ「だまされない消費者塾」の中で「身近に潜むネットの脅威から身を守る」と題し講演会を開催する予定ですので是非ご参加下さい。

では、なぜ高齢者の消費者被害が深刻化するのか、まず第1に構造的格差です。消費者と事業者には情報量・交渉力・経済力などおのずと格差があり、その格差を埋めるべく機関として当センターがその役割を担っています。したがって寄せられた相談を解決するために、消費生活相談員が相談者に代わって事業者と斡旋交渉する場合があります。

さらに高齢者は生活への不安があります。その代表的なものとして「お金」「健康」「孤独」と言われています。この高齢者の3つの不安につけ込み悪質業者は勧誘行為を繰り返し行っているようです。お金であれば投資目的の金融商品を勧める、健康であれば健康食品を勧めるなど高齢者の不安をかきたて購入を促すのが悪質商法の手口です。この中で一番問題なのが高齢者の孤独ではないでしょうか。皆さんの中にも高齢者をみている方がいらっしゃると思いますが、孤独であるが故に悪質事業者の表面にあるやさしさのみに気を惹かれ、裏にある隠れた悪質な企みに気づかず次々と商品を購入してしまう多くの高齢者がいます。あるいは、話し相手欲しさに継続的に商品を購入してしまう高齢者もいます。

そのことに加え、高齢者は契約の基本的な仕組みを理解していない。たとえば、先ほど説明した「健康食品の送りつけ商法」のように注文をしていないにも関わらず事業者から一方的に商品が送られてきた場合、契約は成立していませんし支払い義務もないわけです。

支払い義務がないにも関わらず着払いで代金を支払ってしまう多くの高齢者がいます。

さらに、最近悪質業者は判断力が不十分な方に商品を勧める被害が後を絶たず、契約が成立しているか否かの確認ができない状況もあります。悪質事業者にとっては、規制逃れができ確実にメリットがあります。だから悪質事業者はそのような方を狙うのです。

「特定商取引法」には、一定期間解約できる制度クーリング・オフがあります。時間の関係上詳しくはご説明できませんが、お手元のクリアファイル従い手続きして下さい。

「消費者契約法」については、消費者と事業者間の法律であり契約成立後であっても事業者に次の4つの行為があった場合、契約を取り消すことができます。

重要事項でウソをついた「不実告知」不確定なことを断定して告げた「断定的判断」たとえば株が絶対値上がりするなどの説明をされた場合、不利益になることをあえて告げなかった「不利益事実の不告知」事業者は知っているにも関わらずあえて情報提供しなかった場合、「帰ってくれ」「帰りたい」と言ったにも関わらず帰らない、帰してくれなかった「退去・不退去」場合には契約を取り消すことができます。様々な事業者への規制を知らなかったばかりに泣き寝入りしてしまうという状況が実際にあります。

その他に情報を取り入れる手段に乏しい、騙されていることを自覚していない高齢者もいます。

高齢者の対応については、悪質業者との接点を減らすこと。高齢者は家にいる機会が多く、そのため悪質商法との接点ができてしまいます。老人クラブなどへ出かけ情報交換するなど、できるだけ悪質事業者との接点を減らすことに心がけて下さい。

また、できるだけ多くの手口を知っていただき高齢者を見守るため「土別地区消費者被害防止ネットワーク」への登録をお願いします。

このネットワークは被害拡大防止と未然防止の目的で平成18年設立しました。

当センターで受けた相談の中で被害拡大のおそれがある相談事例をもとに作成し登録団体に配信しています。現在266の登録団体に238号を昨日配信しました。この情報をロータリークラブ会員の方であれば従業員の方々に情報提供していただくことで、その情報を多くの方が目にし、被害の未然防止に繋がります。

このネットワークから情報の共有をすることで、

騙される人は確実に減少します。

騙される人がいなければ土別市内、和寒町・剣淵町・幌加内町に悪質商法は入ってこない。そんな安全・安心な地域を目指しご協力をよろしくお願い致します。

悪質商法の被害に遭ったら、または気づいたら必ず当センターや警察など相談機関に繋ぎ高齢者の見守りにご協力願います。

■ 2月の結婚祝い&バレンタイン



深尾幸夫会員が今月結婚記念日を迎えます。また、バレンタインデーで、江端健之会員、國森和磨会員、田中道也会員の3名、おめでとうございます。